https://www.cpa-hato.jp/
税理士法人 鳩合同会計事務所
所長　飯塚 敏勝　／　副所長　藤田 和久
神戸市中央区北長狭通4丁目4-18
富士信ビル 3階
●近畿税理士会所属
☎078-391-1911

税理士法人
佐藤会計事務所 神戸事務所
税理士7名在籍
代表税理士　豊田 智美
小野事務所
〈神戸事務所〉神戸市中央区磯辺通2-2-10
ワンノットトレーズビル8F
●近畿税理士会所属
☎078-251-6721（神戸事務所）

弁護士法人サリュ 神戸事務所
弁護士　中山 碩
〒650-0035　神戸市中央区浪花町59
神戸朝日ビル11階
●兵庫県弁護士会所属
0120-181-398

あなたの街の
コラムご掲載頂く事務所様募集中!!

お問い合わせは ㈱宣通☎052(979)1602

企画・制作／(株)宣通
TEL.(052)979-1602
広告

弁護士&税理士 教えて先生!! 相談コーナー

Q 要介護認定を受けた人は、障害者控除の対象になりますか？

A ご本人や生計を一にする配偶者又は扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合には、所得税や住民税を計算する際に障害者控除として一定の金額の所得控除を受けることができます。介護保険法の介護認定を受けた人についても、所得税法において障害者控除の対象になるのか気になるところです。

所得税法上、障害者控除の対象となる障害者は、所得税法施行令第10条に限定列挙されていますが、介護保険法の介護認定を受けた人については規定されていません。したがって、介護保険法の要介護認定を受けただけでは障害者控除の対象にはなりません。

ただし、介護保険法の要介護認定の有無に関わらず、精神または身体に障害のある65歳以上の人で、障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けた場合などは障害者控除の対象となります。また、仮に市町村長等の認定を受けていない場合においても、適用を受けようとする年末時点で認定を受けられる程度の障害があり、かつ、確定申告時において認定を申請中である場合には、障害者控除を適用しても差し支えありません。

65歳以上で寝たきりの方や認知症の方等所定の要件に当てはまる場合は、身体障害者手帳等をお持ちでない方でも障害者控除を受けることができる場合がありますので、お住まいの市区町村にご確認ください。

鳩合同会計事務所
藤田 和久 氏
（近畿税理士会所属）

当事務所は神戸元町で開業以来45年以上の事務所で、職員数は16名内税理士5名在籍です。私どもは、専門外の周辺業務にも素早く対応できる様に、弁護士・司法書士・社労士・行政書士・各種コンサルタントとも日頃から密接に連携しており、いわゆる"ワンストップサービス"を心がけています。個人・法人の幅広い業種等に対応し、医業等の業種や事業承継・相続等の業務に強みがあり定型の対応でなく顧客に寄り添う細やかな対応が特色です。